

令和6年5月27日

特別用途食品の許可について

消費者庁では、本日、健康増進法第43条第1項の規定に基づき特別用途食品の表示許可を行いましたので公表いたします。

今回許可を行ったのは、別紙の1件です。

(参考)

特別用途食品とは、乳児、幼児、妊産婦、病者等の発育、健康の保持・回復等の特別の用途に適する旨を表示して販売される食品です。特別用途食品として販売するためには、その表示について国の許可を受ける必要があります。

詳しくは、「特別用途食品とは」を御覧ください。

(担当) 消費者庁食品表示課 松浦、挽地

TEL : 03-3507-9220 (直通)

(別紙)

番号	区分	商品名	申請者	法人番号	許可を受けた表示内容	許可番号
1	個別評価型病者用食品	アクエリアス経口補水液 ORS(オー ールエス)	日本コカ・コーラ株式会社	6011001017563	特別用途食品 個別評価型病者用食品 アクエリアス経口補水液 ORS(オーールエス)は、電解質とブドウ糖の 配合バランスを考慮した経口補水液です。 軽度から中等度の熱中症、過度の発汗による脱水状態の方が水分・電解 質の補給・維持をするのに適した病者用食品です。また、感染性胃腸炎に よる下痢・嘔吐に伴う脱水状態にもご利用ください。	第2024001号